

～2019年5月25日公示～  
GHS 関連 JIS 規格発行のお知らせ！！

**Q1. SDS とは何か？ なぜ必要か？**

安全データシート（SDS：Safety Data Sheet）とは、事業者が特定の化学物質及び化学物質を含んだ製品を他の事業者に譲渡（又は提供）する際に交付する、化学物質の危険有害性情報を記載した文書です。これは、「労働安全衛生法」及び「化学物質排出把握管理促進法」、「毒物及び劇物取締法」にて、法的に義務規定となっています。

例えば、「労働安全衛生法」では、673 の化学物質を危険有害性物質と定めており、この化学物質を扱う事業者は、SDS 作成のための理解が必要となります。SDS には、化学物質の取り扱い、安全対策（予防策）、（間違っ取扱った際の）応急処置、保管（貯蔵）、廃棄などの情報が記載してあり、すなわち SDS には、化学物質を安全・環境面において適切に扱うための必要情報が記載されています。

**Q2. 今回の JIS 改正の要点は？**

今回の JIS 規格改正は、国連が発行している GHS 文書 6 版に基づくものであり、改正版 JIS に依拠して SDS を作成すれば、日本国内においては国連 GHS 文書 6 版、安衛法、化管法、毒劇法に基づいた SDS が作成できることとなります。

また、Z 7252 と Z 7253 で共通の用語の定義を統一したため、一体的に両規格が理解しやすくなりました。

なお、新 JIS が発行されると、旧 JIS の有効期限は、新 JIS 発行より 3 年となります。

**Q3. その他、SDS を適切に取扱う重要性は？**

化学品の取扱事業者において、SDS がどのようなものであるか日常業務において理解することは、従業員の安全管理の観点からも重要です。SDS に対して深い理解のある事業者は、安全・環境への高い意識を持つ事業者ということにもなり、社会的な信用が増すこととなります。適切な取扱いが求められています。

～～関連書籍発行のご案内～～

※当該規格の原案作成団体である「(一社)日本化学工業協会」によるガイドライン『GHS 対応ガイドライン ラベル及び表示・安全データシート作成指針』が、2019年6月に「(一財)日本規格協会」から発行されました。

